

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示

示

保険医療機関等の指定
土地改良区の定款の変更の認可
土地改良事業計画の決定
土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件)
県営土地改良事業の工事の完了
土地収用法による事業の認定
県道の区域の決定
県道の供用の開始

◇ 公 告

告

農業改良普及員資格試験の合格者

告 示

鳥取県告示第九百九十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に
基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医

療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険
医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第
二条の規定により告示する。

昭和六十年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人明和会 渡辺病院	鳥取市東町三丁目三〇七	昭和六十年十月一日
木村内科医院	米子市天神町二丁目三五	"
音田内科	倉吉市東町四三五	"
岡本小児科医院	倉吉市昭和町一丁目六一	"
福井医院	東伯郡東伯町大字劬一六〇一	"
佐伯医院	二 日野郡日野町黒坂一四四一	昭和六十年十月八日
山口歯科医院	米子市錦町三丁目九〇一八	昭和六十年十月一日
今井歯科医院	米子市上後藤五九一二七	"
倉恒薬局	鳥取市相生町四丁目四一六	"
鳥取駅 コクミン薬局	鳥取市東品治町官有無番地	"

鳥取県告示第九百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、中山町土地改良区の定款の変更を昭和六十年十月十二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業下蚊屋地区区画整理）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第九百九十五号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）馬場地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十六号

大栄町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）保閑ヶ峯地区農道整備、区画整理及び農用地造成を一体としたもの）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十七号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第三項の規定により告示する。

昭和六十年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営ほ場整備事業八東地区（第六工区）ほ場整備	昭和六十年三月二十七日

鳥取県告示第九百九十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称 智頭町

二 事業の種類 智頭町総合運動場建設事業及びこれに伴う付帯工事

三 起 業 地

1 収用の部分 八頭郡智頭町大字智頭字上ミ段及び字ダン山、大字坂

原字吹谷、字城山及び字吹谷奥並びに大字中田字婦き谷及び字淀ノ谷

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所 智頭町役場

鳥取県告示第九百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
 県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、昭和六十年十月十八日から二週間鳥取県土木部道路課
 において一般の縦覧に供する。

昭和六十年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
東伯野添線	東伯郡東伯町大字野井倉字下前河原 一四二―三地从先から同大字字間谷二 ―三地从先まで	一一・五 四八・〇	一、〇五三・〇

鳥取県告示第千号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、
 次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、昭和六十年十月十八日から二週間鳥取県土木部道路課
 において一般の縦覧に供する。

昭和六十年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
秋里宮下線	鳥取市行徳は三七一―一地从先から同 市幸町一五六地从先まで	昭和六十年十月十九日
東伯野添線	東伯郡東伯町大字野井倉字下前河原 一四二―三地从先から同大字字間谷二 ―三地从先まで	昭和六十年十月十八日

公 告

昭和60年9月3日から同月5日までの間に実施した農業改良普及員資格
 試験の合格者は、次のとおりである。

昭和60年10月18日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

徳住 彰路	河崎 悦子	徳田 尊人	中谷 雄一	木町 初宏
広畑 裕一	青木 和子	平岡 克彦	森岡 安顕	原田 直一
吉田 要	品川 祐司	鷹見 敏彦	福本 福明	原田 直一
長戸 竜志	片山 学	長江 弘志	河野 誠二	有福 一郎
牧本 浩明	春日 敏文	川人 誠治	橋本 久雄	西嶋 直夫
山田比呂志	荒金 敏文	谷口麻理子	小林 忠和	間島 教夫
島崎 俊宏	宿院 孝敏	加藤 裕利	山崎 浩一	原田 佳典